

マイナンバー制度が始まります

社会保障・税番号(マイナンバー)は、住民票がある全ての人に配布される12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関にある個人情報

情報が同じ人の情報であることの確認を行うために活用されます。

マイナンバー制度は、行政の効率性・透明性を高め、私たちにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

マイナンバー制度のメリット

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役割を果たします。国や地方公共団体での情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらします。

〈利便性の向上〉

年金や福祉の申請で、添付する書類が減ります。情報を窓口で照会できるようになるため、事前に書類を取得する必要がありません。

〈行政の効率化〉

行政手続きが正確で早く、スムーズになります。被災者台帳の作成など、災害時の行政支援にも役立ちます。

〈公平・公正な社会の実現〉

所得やほかの行政サービスの受給状況などが把握しやすくなるため、適正・公平な課税や、年金などの社会保障を確実に給付することができます。

本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができ、不当に負担を免れることや不正

受給を防止します。

10月から通知されます

10月から住民票を有する全ての人に、12桁の数字で構成されるマイナンバーが届きます。住民票の住所に、マイナンバーが記載された「通知カード」が郵送される予定です。住民票の住所と異なる所に住んでいる人は注意してください。

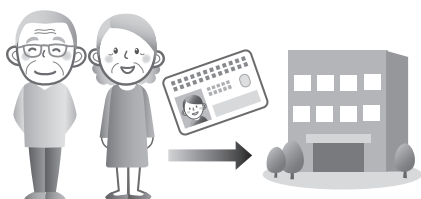
マイナンバーは一生使うものです。番号が漏えいして、不正に使われる恐れがある場合を除いて、変更されませんので大切にしてください。

マイナンバーが必要な場面は

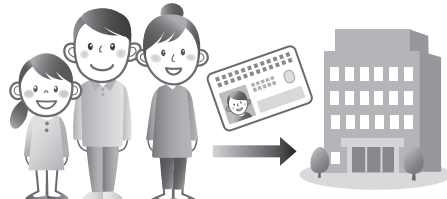
平成28年1月以降に、社会保

次のような場面でマイナンバーが必要になります

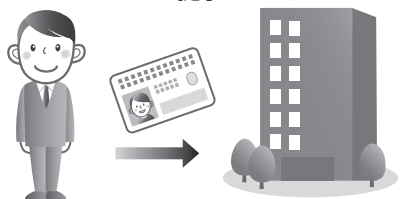
厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。



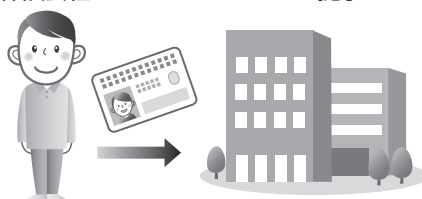
毎年6月の児童手当現況届けの際に市にマイナンバーを提示します。



源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します。



法定調書などに記載するため、証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示します。



勤務先は、従業員やその扶養家族のマイナンバーと提出者のマイナンバー、法人番号を源泉徴収票などに記載して税務署や市に提出します。

証券会社や保険会社は、顧客のマイナンバーと提出者のマイナンバーまたは法人番号を法定調書に記載して税務署や市に提出します。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。社会保障・税・災害対策の中でも、法律や市の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。

情報提供ネットワークシステムを通じた各機関間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降に順次始まります。情報連携によって、申請時の課税証明書などの添付が省略できるなど、負担の軽減と利便性の向上が実現します。

「個人番号カード」とは

平成28年1月から市に申請すると、身分証明書やさまざまなサービスに利用できる個人番号

(裏面案)



個人番号カード

カードが交付されます。

このカードは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載された顔写真付きのICカードで、初回発行手数料は無料の予定です。所得などの個人情報も記録されません。

なお住民基本台帳カードは有

効期限まで利用できますが、個人番号カードの取得を希望する人は、発行時に回収します。

安全で安心な制度です

マイナンバーを安全・安心に利用してもらうため、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されています。市がマイナンバーを含む個人番号を保有・利用する際は「特定個人情報保護評価」を行い、第三者機関が監視・監督します。法律に違反した場合の罰則も、従来よりも重くなります。

システム面では、個人情報を一元管理せず、従来通り、分散して管理します。行政機関の間で情報のやりとりをするときも、

マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

また情報提供ネットワークシステムを使って、自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのかを自身で確認できる手段として、平成29年1月からマイナポータルが稼働する予定です。

取り扱いの注意点

マイナンバーは、手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う人が番号や個人情報記載された個人情報ファイル等を不当に提供することは処罰の対象となります。

事業者もマイナンバーを扱います

平成28年1月以降、健康保険や厚生年金などの手続きで、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

制度が始まるまでに、マイナンバーを含む個人情報の安全管理

理の方法などを検討しておきましょう。

法人にも番号が届きます

法人には13桁の数字で構成される法人番号が指定されます。マイナンバーとは異なり、誰でも自由に利用することができません。

〈法人番号の対象〉

株式会社などの「設立登記法人」のほか「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に対して1法人一つの法人番号を指定します。支店・事業所などや個人事業者には指定されません。

〈法人番号の通知〉

10月から法人の皆さんに法人番号などを記載した通知書の送付が始まる予定です。

〈法人番号の公表〉

法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データをダウンロードすることもできます。

問い合わせ先

全国共通ナビダイヤル

0570・200178

市総務課庶務行政班

62・5310

今後のスケジュール

10月～

- マイナンバーを住民票の住所地へ送付

平成28年
1月～

- 社会保障・税・災害対策で、マイナンバーの利用が開始
- 申請者に、個人番号カードを交付開始

平成29年
1月～

- 国の行政機関の間で、情報連携を開始
- マイナンバーに関する自分の情報を把握できるシステムの稼動

平成29年
7月～

- 地方公共団体も含めた情報連携を開始予定